# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
43	和光市	保育料助成に関する事務	基礎項目評価書	

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、保育料助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

和光市長

#### 公表日

令和7年10月24日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	保育料助成に関する事務
②事務の概要	和光市保育認定利用者負担額助成要綱(平成27年告示第166号)による支給認定保護者等の利用者 負担額の助成に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、支給及びその申請等に 対する応答に関する事務。
③システムの名称	子ども子育て支援システム
2. 特定個人情報ファイル:	
保育児童台帳ファイル、保育料	ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第 9条第2項 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施しない ] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	子どもあんしん部保育サポート課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドアンドアンドラー・アンドアンドラー・アンドラー・アンドアンドアンドラー・アンドラー・アンドアンドアンドアンドアンドラー・アンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドア
連絡先	子どもあんしん部保育サポート課
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		16年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 ]	し重点項目評価語	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
されている。						
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	<b>凰じた提供を除く。) [○]提供・移転しない</b>			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	た、人手が介在する局面ごと る。 ・個人番号を含む書類やデー ・特定個人情報を含む書類は	こ、人為的ミ タを取り扱う 、施錠できる こ情報セキュ	一登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。ま スが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じてい 祭は複数人によるダブルチェックを行っている。 書棚等に保管することを徹底している。 リティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の

9. 監査				
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]   る対策   2   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3   権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4   委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5   不正な提供・移転が行われるリスクへの対策   5   不正な提供・移転が行われるリスクへの対策   6   情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7   情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8   特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9   従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	担当部署	和光市役所保健福祉部こども福祉課 こども福祉課長 新坂 達也	和光市役所子どもあんしん部保育サポート課 保育サポート課長 大野 久芳	事後	
T. #00 F.0 F.4 F.	I -8.特定個人情報ファイルの   <u>取扱いに関する問い合わせ</u>   I -5.評価実施機関における	和光市役所保健福祉部こども福祉課 支給認  定担当	和光市役所子どもあんしん部保育サポート課 支給認定担当	事後	
令和1年6月24日	I-5.評価実施機関における 担当部署	保育サポート課長 大野 久芳	保育サポート課長 中野 陽介	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年11月11日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	保育サポート課長 中野 陽介	課長	事後	
令和2年11月11日	Ⅱ-1対象人数	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年11月11日	Ⅱ-2取扱者	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年11月11日	Ⅱ-3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
		保育児童台帳ファイル、保育料ファイル	1. 児童基本情報ファイル、2. 個人課税履歴・  世帯員情報ファイル、3. 調定・収納情報ファイ	事後	
令和2年11月11日	Ⅳ-5特定個人情報の提供・移  転	提供・移転する	提供・移転しない	事後	
令和5年10月18日	Ⅰ-7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085	事後	
令和5年10月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月18日	Ⅱ-3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和6年6月18日	I-4情報提供ネットワークに よる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第2項 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提	打政于統にあける特定の個人を認別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第2項 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例 第4条第1項 別表第1の4	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月24日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	_	十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	事後	新様式対応
令和7年4月24日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である ・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	事後	新様式対応
令和7年4月24日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年10月24日	11. 最も優先度が高いと考え	・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている	事前	標準化対応